

御子左家の悲願と成就

——頼実歌一首をめぐって——

山崎 桂子

はじめに

たらちねのおよばず遠きあとすぎて道をきはむる和歌の浦人

貞永元年（一二三三）四月、『関白左大臣家百首』述懐題で定家が詠んだ歌である。同年一月三十日、定家は七十一歳の高齢で権中納言に任じられていた。この権中納言を十二月十五日には辞すので、「正二位権中納言」、これが定家の極位極官である。文字通り「道をきわ」めた感慨に溢れている。

五歳で叙爵して以来、六十六年に亘る官人生活であったが、定家が終生不遇意識を持ち、官途に熱意を燃やしていたことは周知のところである。従って、そのような定家が任官・昇階した折の喜びの歌や、他人から贈られた祝いの歌と返歌などが多く残されている。

これらは、久保田淳氏の『訳注藤原定家全歌集』（河出書房新社、

昭和六十年）に集成され、訳注が施されており、我々は多大の学思を忝くしている。

ところで、たまたま太政大臣藤原頼実の逸文歌を拾っていたところ、定家の任参議を祝う歌を目にした。『続後撰集』神祇五五〇に入集する、次の歌である。

皇太后宮大夫俊成、むかし述懐歌に、春日野のおどろのみちのむれ水すゑだに神のしるしあらはせ、とよみて侍りけるを、前中納言定家はからざるに参議に任ぜられ侍りしあした、かの歌を思ひいでてよろこび申しつかはずとて

六条入道前太政大臣

いにしへのおどろのみちのことはをけふこそ神のしるしとは
見れ

大方の人は御承知のところかとも思うが、定家の返歌は不詳である

ものの、定家年表に一項加えてもよい事かと思ひ、小文を草する次第である。

一、頼実

当該歌の作者六条入道前太政大臣は、北家師実流の藤原頼実（大炊御門流）。久寿二年（一一五五）生まれ。父は二条天皇親政派で、永暦元年（一一六〇）別当惟方と共に後白河院の御心に背いた^{〔1〕}かどで、遠流に処せられたことで知られる大納言経宗である。経宗は後に召還され、復任して左大臣に登った。

頼実も官途を順調に歩み、正治元年（一一九九）には右大臣から太政大臣になったが、これは兼官旨もなく（『公卿補任』）、「俄かの推任」（『明月記』）であつたという。『愚管抄』巻第六には、通親自身が内大臣にならんがための謀事であるとして頼実が怒つたことを記している。恐らく通親が内大臣に昇るために、摂政基通の嫡男家実を右大臣にする必要がある、右大臣の頼実を体よく名譽職に押しやつたというのが真実であろう。「一の人」とは言え、太政大臣は則闕の官であるから頼実が怒つたのは無理からぬことである。

建仁三年（一二〇三）には、宗頼と死別した卿三位兼子を妻にし、女麗子を土御門天皇に入内させている。頼実の本意は、父経宗の如く一の上・左大臣になることであつたが、結局叶えられず、承元二年（一二〇八）既に辞していた太政大臣に還任されたのみであつた。

しかも、入内させた麗子が子を成さなかつた上、皇位は順徳天皇に移つた。建保四年（一二二六）出家し（法名顕性）、嘉祿元年（一二二五）七十一歳で没した。

歌人としての頼実は、『広田社歌合』に出詠したのを始めとして、以後『中宮任子和歌会』『京極殿初度和歌会』『俊成九十賀』『宇治御幸和歌会』『新古今和歌集竟宴和歌』『順徳院内裏詩歌合』『鳥羽殿庚申和歌会』などに出詠したことが確認される。また、『後鳥羽院宸記』逸文建保二年十月十四日条によると、「和歌所権長者」に補せられるなど、なかなか興味深い人物である。『千載集』以下の勅撰集にも二十一首入集しているが、詳細は別の機会に報告したい。

二、俊成「春日野」詠

さて、頼実歌の詞書にある俊成の歌、

春日野のおどろの路のむれ水すゑだに神のしるしあらはせ
は、「長秋詠藻」に増補されている治承二年（一一七八）「右大臣家百首」述懐題の一首（五五九）である。藤原氏の氏神である春日明神へ子孫の栄達を祈つたものであるが、述懐題であることが示すように、俊成自身の不遇意識が詠み込まれている。

「おどろの路」は漢語「棘路」、即ち公卿の異称である。「むれれ水」とは、草木の陰に隠れて流れる水の意で、正三位の公卿でありながら皇太后宮大夫を極官とした俊成自身を指すものである。同時

に、一度は表面を流れていた水が地中に埋れ、人目につかず流れるという伏流水のイメージも持つており、これは権大納言長家を祖とする家格にもかかわらず、父俊忠以降頭官につけず埋れていることをふまえている。せめて子孫である「すゑ」だけでも神の靈験によって榮進させ、もとの家格に戻して下さい、と歌っているのである。

この年俊成は六十五歳、「すゑ」を定家と意識していたかどうか定かではないが、彼は十七歳で、やっと『賀茂別雷社歌合』に出詠したばかりであった。

三、定家任参議

その後、三十六年を経た建保二年（一一二四）定家は参議に任せられるわけだが、それ以前、建暦元年（一一二一）九月八日に従三位に叙され、上達部（公卿）の仲間入りをする。この時、雅経と家隆から慶びの歌を贈られ、定家は歌を返している（二三九八・二三九九）が、実は藏人頭を望んでいたのに侍従に再任され、不本意な次第でもあったのである。そのような状況で、建保二年二月十一日侍従はもとのままで参議に任せられた。やはり家隆が慶びの歌を送つて来た。その歌（二四〇〇）は、二三九八・二三九九に続いて『拾遺愚草』に収められている。

とは申しかど、しづみぬる事をのみなげき侍しに、思よらざりし参議の関に、おほくの上臈をこえてなりて侍りしあ

した

宮内卿

臥しておもひ起きても身にやあまるらんこよひの春の袖のせば
さは

返し

うれしてふたれもなべての事のはをけふのわが身にいかどこた
へむ

詞書の「とは申しかど、しづみぬる事をのみなげき侍りし」は、前述の侍従再任の不本意さを暗示させる言辭であるが、その故に「思よらざりし参議の関に、おほくの上臈をこえて」には、望外の喜びが込められている。「参議の関」とは、参議であった坊門隆清が二月七日死んだことによるものである。

頼実の歌の詞書にも、「前中納言定家はからざるに参議に任せられ侍りしあした」とあり、家隆歌と同じく、任官の翌日二月十二日に定家のもとに贈られた歌であることがわかる。家隆・頼実両歌の詞書に言う如く、定家の任参議は思いがけないことであった。

しかし、頼実と定家の間にそれほど親密な交流があったとも思われない。頼実は定家より七歳年長で、この時は六十歳、前太政大臣である。『明月記』は任参議の日の記事がない上、後の頼実薨去の日の記事もないので、定家の頼実評を窺うことは出来ない。もっとも、頼実の妻である兼子のところへは、除目の事を頼む為、以前から悪口を言いながらも通っていたし、吉富庄に関しては兼子に横領

されるトラブルが発生したりしてはいる。

四、俊成と頼実

頼実が定家に歌を贈ったのは、恐らく詞書にも言う如く俊成への追懐の念が大きな要因であろう。頼実が最初に出詠したと思われる『広田社歌合』は、承安二年（一一七二）十八歳の時である。判者は俊成で、頼実は意外な好成績を収めているのである。『千載集』にも四首の歌が入集しており、彼の力量からすれば、随分厚遇されていると言えよう。それ以後、頼実と俊成の交流を示すものは確認し得ないが、若き日から頼実にとって俊成は和歌の大先達として尊敬されていたのではなからうか。

建仁三年（一一〇三）九月十五日の『明月記』には、「於院殿下大相国九十賀事評定、頭弁書定文」とある。俊成九十賀について、事前に院の御所で良経と頼実が評定したという記事である。頼実は歌人として良経と共に院の命を受け、沙汰をしたのである。屏風歌の作者にはなっていないものの、賀の当日は講師を勤め、老がよに千よ経んきみを待つてむかしの袖や身に余るらんの歌を詠じている。

頼実の和歌には多分に槐門の余技的な要素はあろうが、歌人として、若き日より俊成に親近感と畏敬の念を抱いていたのであろう。そして、俊成没後、定家が参議になった時、頼実には俊成の一首が

思い起こされたのであろう。頼実歌の意は、その昔父上が「おどろの路」の歌を詠んで祈念されましたが、あなたが参議に任ぜられて名実共に「おどろ（公卿）」の道を歩まれることとなった今日こそ、父上の歌が春日大明神のしるしとなって顯れたと御覧になっていることでしょう、というものである。

五、頼実と「右大臣家百首」

頼実の思い起こした一首「春日野」詠は、治承二年「右大臣家百首」での俊成詠であった。ということは、三十六年前の俊成の「右大臣家百首」を、頼実は知悉していたことになる。

ところで、『千載集』秋上二九〇には頼実の次のような歌が入集している。

百首歌よみ侍りける時、月歌とてよみ侍りける

右衛門督頼実

つねよりも身にぞしみける秋の野に月すむ夜はの萩のうは風
詞書の百首歌は、勿論私的な百首と解すべきであるが、歌題の「月」は「右大臣家百首」の歌題でもある。頼実も「右大臣家百首」に参加していたとすれば、俊成歌を思い起こしたことも頷かれるのである。

「右大臣家百首」は、残念ながら散逸を余儀なくした為、詳細な全体像は不明であるが、逸文集成による本文の復元が試みられてい

る。今日までのところ、参加者は十九人が知られているが、小島孝之氏(1)によると、これ以外の参加者の可能性としては、官人グループか、女房グループかに考えられ、前者では身分順の配列原則が厳密に守られており、基輔と資隆の間、すなわち從四位下から正五位下程度の歌人があり得ると言う。

しかし、小島氏の博搜によっても、これに当てはまる歌人は見当らないようである。頼実はこの時正四位下であり、まず身分の点で無理である。しかも、『中宮任子和歌会』に出詠しているとは言え、兼実家との深い交流は考えられないし、小島氏の言われる「常祇候男共」(『玉葉』)の条件にも勿論あてはまらない。やはり「右大臣家百首」の参加者とは考えられそうもないのである。

六、御子左家三代

さて、俊成の「春日野」詠は『保延のころおひ』に入れられている。松野陽一氏(2)によると、『保延のころおひ』は『千載集』編纂時の資料になったかと思われる自撰詠藻である。俊成にとって、「春日野」詠は述懐歌としての内容的にも思い入れの深い作だったのでろう。が、結局この詠は『千載集』には入れられなかった。

しかし、『新古今集』編纂の時、定家達(撰者名注記は有家・定家・家隆・雅経)によって、神祇一八九八に入れられることになるのである。更に、定家は『定家八代抄』(『二四代集』)にもこの詠

を入れている。樋口芳麻呂氏(3)によると、『定家八代抄』草稿本の成立は、建保三年(一一二五)正月十三日以後同四年正月五日以前と考えられている。頼実が定家に任参議の慶びの歌を贈ったのが、建保二年二月十二日である。定家が『新古今集』から「春日野」詠を『八代抄』へ選ぶ時、頼実の贈歌が意識されていたかどうかは定かではないが、俊成・定家親子にとって重要な一首だったことは確かである。

その後、俊成孫の為家が「春日野」詠を含む頼実当該歌を『統後撰集』に入れる。つまり、俊成詠は子の定家によって『新古今集』へ入れられ、更に孫の為家によって、頼実歌の詞書の形で『統後撰集』にも入れられたことになる。為家の撰歌意図は、頼実歌が秀歌であったからではなく、頼実歌を介することによって、祖父俊成の悲願と父定家の任参議という慶事を改めて確認し顕彰するところにあつたのであろう。それはとりもなおさず、俊成・定家同様勲撰撰者となつて、一門の極めて私的な詠を自ら採歌し得る為家の感慨をも窺わせるものである。

為家は、『統後撰集』を撰進する十年前の仁治二年(一一二四)四十四歳の時、既に権大納言になり、父定家の官をもしのいでいた。俊成の悲願成就は定家までの二代では未だ十分ではなかった。為家への三代を経て始めて、御子左家始祖長家・二代忠家の官に復することが出来たのである。それこそ「むれ水」が「すゑ」になつて、

まさしく「しるし」を「あらわ」したのである。

つまり、為家が頼実歌を『統後撰集』に入れることによって、始めて「春日野」詠は必要十分の完結を見たというべきであろう。いみじくも「尾張の家苞」が「春日野」詠について、「御子定家卿中納言、御孫為家卿大納言にて再び家の栄えしは、此の歌の感応あるに似たり」と注している如くである。

おわりに

勅撰集に一度入った歌が再び他の勅撰集に入れば、それは重出である。しかし、詞書の形でもう一度他の勅撰集に入る（或いはその逆も考えられるが）のは、全く差し支えないことである。このような例は他にもあろうと思われるが、「春日野」詠の場合の如く、勅撰撰者自身の手でそれが意図的になされた例は珍しいのではなからうか。

俊成が一門の栄達を祈った歌は他にも多いが、その中の一首が、はからずも頼実の歌を介することによって、御子左家の悲願と成就というサクセス・ストーリーを完成させたのである。頼実詠は秀逸歌でも何でもなかったが、御子左家三代にとっては、なくてはならない因縁の一首であったと言えようか。

※ 和歌の引用は『新編国歌大観』（角川書店）に拠り、表記は私意による。

※ 標題他で「御子左家」としたが、この称は便宜的に用いたもので、俊成・定家・為家の時代にその家を「御子左家」と言っていたというのではない。『和歌大辞典』（明治書院）の当該項に井上宗雄氏が述べられている通りである。

〔注〕

- (1) 天皇の沙汰と称して、後白河院御覧中の棧敷に板を打ちつけたという（『平治物語』下、『愚管抄』巻第五）。
- (2) 『愚管抄』巻第六
- (3) 平林盛得「後鳥羽天皇宸記切と宸記逸文」（『古典研究会創立二十五周年記念 国書漢籍論集』汲古書院 平成三年）逸文では「十月十四日乙亥」となっているが、「九月十四日乙亥」が正しい。
- (4) 小島孝之「治承二年右大臣家百首の新出資料とその考察」（『国語と国文学』第五七巻第十号 昭和五十五年十月）
- (5) 松野陽一「藤原俊成の研究」（笠間書院 昭和四八年）
- (6) 頼実は『新古今集』の竟宴に参加し、歌を詠んでいる。或いは、俊成詠の『新古今集』への入集が、頼実に当該歌を詠ませる契機となつたのかもしれない。
- (7) 樋口芳麻呂『定家八代抄と研究』（未刊国文学資料第一期 昭和三二年）
- (8) 久保田淳『新古今和歌集全評釈』（講談社 昭和五二年）第八卷四〇四頁に掲げられている。

—— やまさき・けいこ、鹿児島女子大学 ——